

インセンティブ 「優遇措置」

1. 2001年 - 2014年 投資政策パッケージ
2. ホテル業界優遇措置
3. オーディオ・ビジュアル業界優遇措置
4. 農業優遇措置
5. 小規模事業優遇措置
6. 免税地域優遇
7. 情報技術優遇 (ICT)
8. 製造業
9. その他の優遇措置
10. その他の関税

1. 2001年 - 2014年 投資政策パッケージ

法人税率減額

年	居住企業	非居住企業
2001	35%から34%	45%から34%
2002	34%から32%	34%から32%
2003	変更なし - 32%	変更なし - 32%
2004	32%から31%	32%から31%
2005 - 2008	変更なし - 31%	変更なし - 31%
2009	31%から29%	31%から29%
2010	29%から28%	29%から28%
2011	28%	28%
2012	28%から20%	28%から20%
2013	20%	20%
2014	20%	20%

- その本部をフィジーへ設立して/移転させる外国の会社は、17%の低い法人税率の影響を受けます。
- 同社には、サウス太平洋岸株式取引所（SPSE）の上場会社は10%の低い法人税率の影響を受けます。
- SPSE株式取引による所得は所得税と譲渡所得税から免除とされます。

居住税率： 2014年 PAYE & 社会責任税

所得変動（\$）	PAYE税（\$）	社会責任税（SRT）
0 - 16,000	無	
16,001 - 22,000	\$16,000 以上に対して7%	
22,001 - 50,000	\$22,000 以上に対して420 + 18%	
50,001 - 270,000	\$50,000 以上に対して5,460 + 20%	
270,001 - 300,000	\$270,000 以上に対して49,460 + 20%	\$270,000 以上に対して23%
300,001 - 350,000	\$300,00 以上に対して55,460 + 20%	\$300,00 以上に対して6,900 + 24%
350,001 - 400,000	\$350,000 以上に対して65,460 + 20%	\$350,000 以上に対して18,900 + 25%
400,001 - 450,000	\$400,000 以上に対して75,460 + 20%	\$400,000 以上に対して31,400 + 26%
450,001 - 500,000	\$450,00 以上に対して85,460 + 20%	\$450,00 以上に対して44,400 + 27%
500,001 - 1,000,000	\$500,00 以上に対して95,460 + 20%	\$500,00 以上に対して57,900 + 28%
1,000,000 +	\$1,000,00 以上に対して195,460 + 20%	\$1,000,00 以上に対して197,900 + 29%

非居住税率： 2014年 PAYE & 社会責任税構造

所得変動 (\$)	PAYE税 (\$)	社会責任税 (SRT)
0 - 16,000	\$0 以上に対して 20%	
16,001 - 22,000	\$16,000 以上に対して 3,200 + 20%	
22,001 - 50,000	\$22,000 以上に対して 4,400 + 20%	
50,001 - 270,000	\$50,000 以上に対して 10,000 + 20%	
270,001 - 300,000	\$270,000 以上に対して 54,000 + 20%	\$270,000 以上に対して 23%
300,001 - 350,000	\$300,000 以上に対して 60,000 + 20%	\$300,000 以上に対して 6,900 + 24%
350,001 - 400,000	\$350,000 以上に対して 70,000 + 20%	\$350,000 以上に対して 18,900 + 25%
400,001 - 450,000	\$400,000 以上に対して 80,000 + 20%	\$400,000 以上に対して 31,400 + 26%
450,001 - 500,000	\$450,000 以上に対して 90,000 + 20%	\$450,000 以上に対して 44,400 + 27%
500,001 - 1,000,000	\$500,000 以上に対して 100,000 + 20%	\$500,000 以上に対して 57,900 + 28%
1,000,001 +	\$1,000,000 以上に対して 200,000 + 20%	\$1,000,000 以上に対して 197,900 + 29%

投資控除

- 最低資本支出、50,000 フィジドルの拡張および修復費用に対して、40%の投資控除（人件費を除く）が受けられます。これはバヌアレブで既存の事業にのみ該当します。

加速償却

- 2001年以前に竣工された建物の加速償却は2014年まで延長されました。農業、商業、工業目的で使用される建物についての20%の減価償却費は5年から8年の間で償却することができます。
- 貯水施設、再生可能エネルギー施設および機械類への設備投資が発生した場合には100%の控除を受けることができます。
- 製造目的のために使用される新しい設備および機械類も適用となります。

輸出収入控除

- 「輸出収入」とは再輸出を除き、商品またはサービスの輸出により納税者が得る純利益をさします。控除率は表4の通りです。

輸出収入控除

評価年	控除される輸出収入率
2011	50%

2012	40%
2013	40%
2014	40%

- 輸出収入控除は内国歳入庁の長官が輸出所得がフィジーへの送金を了承した場合のみ認められます。

損失繰越

- 損失繰越は4年まで申告することができます。企業による損失繰越は事業者が所有継続検査または同等の事業検査を満たした場合にのみ認められます。

関税譲許

製造投入

- 認可された商品の製造に原材料として用いられる品目で、現地調達ができないものは3%の財政税*に加え、15%の付加価値税が課税されます。ビティレブの外に所在する企業が製造に使用するすべての原材料は財政税は課税されず、15%の付加価値税が課税されます。

資本品目

- 資本品目（認可された商品の製造に原材料として用いられる機器類をさします）の関税率は、財政税は課税されず、15%の付加価値税が課税されます。

税の支払停止政策

- 輸出者に税の前払いを強いることなく投入資材の入手を可能にします。
- 輸入品目は、商品が製造または加工の過程で大幅に変質すること、さらにその後の輸出を条件に財政税と付加価値税の支払いが免除されることがあります。
- この政策は輸出者が輸出品を製造するのに必要な認可輸入品目と同等率にて免税で輸入できることを認めるものです。これは享受比率といいます。
- 民間セクター主導の組織、フィジー輸出カウンスル株式会社により管轄されます。
- 製造工程に直接関わる新しい機械および設備については財政税は課税されません。

2. ホテル業界優遇措置

基本控除

- 税収を他国へ移動しない場合に、総資本支出の55%が投資控除（通常の減価償却に加え）として認められます。
- 現行の宿泊施設および国際的退職者用施設の改築、改装、増築に加え宿泊施設の新設に適用されます。
- 投資控除はホテル業界での収入または宿泊施設敷地内での収益に限り減価償却できます。
- 損失繰越は最大8年間、請求することができます。

- 基本控除の暫定的な承認を受けた事業者は、一年以内に事業を実施しなくてはなりません。
- 投資控除の暫定的な承認は概略計画の提出で認められます。

新短期投資商品

- 少なくとも7百万フィジードルの資本投資に対し10年間の免税期間が認められます。
- フィジー国内で調達不可能である投資に必要な資本財（資本設備、機器類および機械類を含む）については輸入税の免税対象とされます。
- 退職者施設および医療施設向けの短期投資商品もあります。
- 基本控除の暫定的な承認を受けた事業者は、一年以内に事業を実施しなくてはなりません。
- 投資控除の暫定的な承認は概略計画の提出で認められます。

バックパッカーオペレーション

- 年間売上高100万ドル以下の、バックパッカー専用の国内オペレーターの所得税免除。
- バックパッカーホテルの建設に使う原材料や備品の輸入に対する免税措置（所得税免除と認められたバックパッカービジネスに従事する者に限る特典）。

3. オーディオ・ビジュアル業界優遇措置

所得税控除

- F1オーディオ・ビジュアル制作分野での資本支出は150%の控除対象となります。
- F2オーディオ・ビジュアル制作分野での資本支出は125%の控除対象となります。

F1およびF2区分のオーディオ・ビジュアル制作は、少なくとも下記の支出水準を満たすものとします。

- 大型映像映画、長編映画、もしくはテレビ放送番組については40%
- ビデオ番組もしくはビデオディスク番組の監督については50%
- 録音については55%

所得税免除

- F1制作による純利益は納税者が資本の60%の還付を受けるまで免除されます。その後純利益は累進課税として課税されます。
- F2制作による純利益は納税者が資本の50%の還付を受けるまで免除されます。その後純利益は累進課税として課税されます。

スタジオシティゾーン（撮影所都市区画）特権

- （撮影、配給、オーディオ・ビジュアル制作にかかわるサービスの提供のため）撮影に携わるあらゆる個人事業者、共同経営者、企業はスタジオシティゾーンでの営業許可および、ゾーン内での撮影活動からの収入に対して免税措置を受ける許可を得ることができます。

- スタジオシティゾーンの「永住者」のオーディオ・ビジュアル制作から利益として発生する収入について免税とします。
- ゾーンの住人として承認されるには、フィジー市民の場合、下記の条件を満たすこととします：
 - 最低183日間、ゾーンの住人であること、
 - 税引き前のオーディオ・ビジュアル制作での利益が10万フィジードルを上回ること、
 - ゾーン内に25万フィジードルを超える固定資産があること、さらに
 - スタジオシティゾーンに主要居住地を保持していること。
- ゾーンの住人として承認されるには、フィジー市民でない（またはフィジー国外よりオーディオ・ビジュアル制作から利益の最低80%を得る市民の場合）場合には、下記の条件を満たすこととします：
 - 最低60日間、ゾーンの住人であること、
 - 税引き前のオーディオ・ビジュアル制作での利益が10万フィジードルを上回ること、
 - ゾーン内に25万フィジードルを超える固定資産があること、さらに
 - スタジオシティゾーンに定住所を保持していること。

映画税の割戻し

映画税割戻し。所得税法第4部第6章の概要

フィジー映画税割戻し法案	
割戻し額	4.7%の税割戻しあるいはフィジー国内でかかった制作費用の返金： 第68（1）節
資格	第6章に適用されている映画およびテレビ番組制作： 第69節
フィジー国内で費やされる最低限金額	長編映画およびテレビ放送については、フィジー国内で費やされる金額は最低限25万フィジードル。広告番組または少なくとも1つの大きな国際市場向けのコマーシャルについては最低限5万フィジードル： 第69（e）節
最大割戻し	1175万フィジードル。フィジー国内で2500万フィジードル以上費やされた場合でも割戻しの最高額は1175万フィジードルとする： 第68（2）節
除外措置	製作者が映画税の割戻しを申請する場合には第6章第3部にあげられるどの税の軽減も受けることができない： 第67（2）節

追加優遇措置（承認支出）

- 製作者への支払い（製作者への給与）—フィジーでの総支出の10%を超えてはならない。プロ製作者は、映画製作中常にフィジーにとどまっている必要はない。
- フィジー国内で調達できない、衣装、メイクアップ備品、セットデザインなどにかかった費用の、の75%についての追加優遇措置。それらの備品はフィジーでの撮影終了後、フィジーに残される備品とする。
- 映画製作にかかわる、執筆及び、著作権取得料。ただし製作者が以下の書類提出をした場合のみ適応
 - フィジーで公的に証明された支払契約書を持つライターとの公的な契約書、
 - フィジー国内の銀行口座に支払われたライターへの支払い証明書、さらに
 - その支払いに対する受取書。

- フィジー国内で映画製作を完結させるために必要な、制作終了後にかかる費用として承認され、フィジー国内の銀行から支払われた支出。割戻の最高金額は、制作費用に関わる書類に記載されている製作予算の2%~2.5%。
- フィジー国内で調達できない、カメラおよび撮影機材の使用料。

追加条件

- 会社は、オーディオビジュアルエージェントを雇う事
- フィジーで撮影されたという事を、承認状とともに、映画の画面上で明示する。

4. 農業優遇措置

商業農業および農業加工

全農業品目の輸入は課税されずの対象となります。

2009年以降の新規模事業について

- 2010年1月1日から2014年12月31日の間に承認され、設立された商業農業および農業加工における全ての新規模事業の収入は200万フィジードル以上の資本投資において10会計年度にわたり、免除とされます。

バイオ燃料生産

- 10年の免税期間は、2009年1月1日から2014年12月31日の間に内国歳入庁の長官により農産物をバイオ燃料に生産する新規事業の設立を承認された納税者に認められます。認められる納税者は下記の要件を満たすこととします。
 - 最低100万フィジードルの投資；および
 - 毎年20人以上の現地採用の確保
- 工場の新規設立のための装置、機械、機器類の免税輸入が認められます。
- バイオ燃料生産のための化学薬品の免税輸入が認められます。

5. 小規模事業

選定された分野で、粗利益の最高額が50万フィジードルの事業者には所得税の免税が認められます。選定された分野は下記のとおりです。

- 農業および漁業（さとうきび農家、ココナツ、米、生姜、ヤングナ、漁業、畜産、野菜、ダロ、キャッサバ、その他根菜の生産、養殖、養蜂）
- 旅行業（シークルーズ、川下りのオペレーター）
- 地域社会および社会サービス業（アミューズメント、娯楽サービス、伝統的手工芸製作者（仲介人または代理業者は除く）
- 旅行業を補助する事業（動植物やフィジーの自然的特質、歴史、伝統、文化、国民の生活様式など）

6. 免税地域優遇

免税地域優遇

この措置を受けることができるのは、

- 新規取引、事業、または製造にかかわる下記の地域に新規に設立された法人企業です
 - ヴァヌアレヴ – タヴェウニ、ラビ、キオア、および他の政府行政上北部として扱われる地域を含む
 - ロツウマ、カンダヴ、レヴカ、ロマイヴィティ、ラウ、東ビティレブ地域 「コロヴォウからタヴァまで」
- 許可は所定の用紙「Form 6」により財務省へ申請します。

許可認可基準

- 新規取引、事業または製造にかかわる新規事業の法人企業であることが必要です。
- 2010年1月1日からの初期投資の金額が少なくとも25万フィジードルであることが必要です。

利用可能免税措置

1. 2010年1月1日から2018年12月31日の間に新規事業が認可され設立された企業に対しては下記の免税が受けられます。
 - 25万フィジードルから100万フィジードルの資本投資に対して連続5会計年度、または
 - 100万フィジードルから200万フィジードルの資本投資に対して連続7会計年度、または
 - 200万円以上の資本投資に対して連続13会計年度。

免税措置

- 輸入免税措置は免税地域での事業設立のための原材料、機械類、機材（部品、器具を含む）の輸入が免税となります。

免税地域でのその他の特典

- 認可を受け、かつフィジー先住民のイ・タウケイ土地所有権が少なくとも25%の企業に対して所得税免税の5年追加が認められます。
- 認可を受け、かつフィジー先住民の土地所有権が少なくとも25%のホテル開発業者に対して所得税免税の7年追加が認められます。

7. 情報技術優遇 (ICT)

情報技術優遇 (ICT)

- 2009年1月1日から認可された操業している情報技術企業の収益は13年間税を免税されます。

- 情報技術企業の認可は内国歳入庁の長官に申請することができます。免許料は毎年1,000フィジードルです。免税は許可が認可された日より発効します。
- 所得税減税は下記の条件にあてはまる情報技術企業に限られます。
 - 所得年のうち、6ヶ月の間50人以上の従業員を雇用していること
 - 全体のサービスの60%が輸出されていること
- 2009年1月1日以降に新設され認可を受けた情報技術、低所得層向け事業のためのコンピュータ、コンピュータ部品、付属品、機器類、設備、建具、専門の調度品の輸入は免税とします。

8. 製造業

食品加工および林業

- 食品加工と同様、林業への投資について投資額の100%が控除されます。拡大策目的の再投資も可能です。その場合、加工過程で現地特産品の50%を使用することが条件となります。

再生可能エネルギー計画と熱電併給システム（コージェネレーション）

- 長官の認可に基づき再生可能エネルギー計画や電熱併給システムの新規事業にかかわる納税者には5年間の免税期間が認められます。
- 再生可能エネルギー物品の輸入に対して関税が免除となります。

9. その他の優遇措置

海運業

海運

- 食品製造及び林業における投資金額100%の控除。拡大目的のための再投資の認可。資格を有するには、投資者は50%以上フィジー産の原料を使って製品を生産する事。

ユニット型投資信託会社

源泉課税、およびキャピタルゲイン課税の免除

投資信託の所得利子における源泉課税とキャピタルゲイン課税の免除となります。

フィジーマイセカンドホームプログラム

- この政策はフィジー準備銀行(www.reservebank.gov.fj)によって管轄される「フィジーマイセカンドホームプログラム」によりフィジー国民以外に適用されます。
- 利子所得は下記の条件で免税となります。
 - 50歳未満 — 最低15万フィジードルの預貯金があり、最低2年フィジー国内に預金口座を持っていること。
 - 50歳以上 — 最低10万フィジードルの預貯金があり、最低2年フィジー国内に預金口座を持っていること。
- 3年間継続し、かつフィジー滞在中最低5万フィジードルの残金が預金口座にあること。

外貨勘定政策

- フィジーの銀行口座に資金を持つ、元フィジー居住者を含む非居住者の利子からなる利子収入については免税となります。条件は下記の通りです。
 - 外貨通貨口座の場合、15万フィジー・ドルと同等以上の預貯金の利子収入。
 - フィジー・ドル口座の場合、残高すべてに対する利子収入。

その他の優遇措置

- **雇用に関する税** - 1997年1月1日から2018年12月31日の間に支払われた給与の150%は税が控除されます。以前にフルタイムの雇用がないことを条件に雇用者の採用日から数えて12ヶ月の間に支払われた給与に限定されます。
- **新しいラップトップやタブレットの寄贈** - 文部省を通じて、学校にコンピュータを寄贈する場合、将来的に、以下の税控除が適応されるようになります。
 - 農村部の学校に寄贈した場合 200%の税控除、
 - 郊外の学校に寄贈した場合 150%の税控除、もしくは
 - 一万フィジー・ドル～10万フィジー・ドル相当の寄付。
- **災害復旧へのボランティア活動** - 災害復旧基金への寄付は 150%の税控除。対象金額は1万フィジー・ドルから最高10万フィジー・ドルまで。
- **スポーツ関係への協賛** - 5万フィジー・ドル以上の、スポーツ関係への協賛金の150%の税控除。
- **海外からのコーチ招聘** - 海外からのスポーツコーチの招聘費用10万フィジー・ドル～20万フィジー・ドルに対する150%の税控除。
- **公団建設への寄付** - 政府認可公団建設に当たり、不法占拠者への支払いの5万フィジー・ドルまでの寄付に対する150%の税控除。
- **高齢者の奨励金** - 55歳以上の高齢者と年金受給者に対し、収入による銀行口座預金利子の最高1万6千フィジー・ドルには税控除を適応。

11. その他の関税

品目	明細	財政税	付加価値税
補助食品	補助食品の課税を32%から0%の引き下げ	0%	15%
哺乳瓶	哺乳瓶の課税を32%から0%に引き下げ	0%	15%
海運の奨励	海運業に関わる船舶の部品輸入品目は非課税とする	0%	15%
国内漁業の促進	国内の漁業船のバンカーフィーの免除 現在控除されていない漁業品目、機械などへの税控除		
農業	農業に関する輸入品目への非課税	0%	15%
大人用おむつ	大人用おむつ輸入の非課税	0%	15%
プレハブ家屋 (組立家屋)	プレハブ家屋への課税の32%から3%へ引き下げ および商業用プレハブ住宅用コンクリートや鉄板への課税の32%から5%への引き下げ	プレハブ (3%) コンクリート・	15%

		鉄板 (5%)	
帰国者特典	コード 220 (国庫・物品税・消費税なし) 帰国者に対する、家庭用品、車に対する課税免除。コード 220 に則る	0%	Free

1.1. その他の関税

業界	品目	財政税	付加価値税
農業および乳製品	農業、畜産および酪農用の機械。関税率表の財政税および特例を受けるには、農業省の書面による承認が必要。	無料	15%
バス事業者	交通局の認可を受けたスケジュールで運行するライセンスを持ったバス運行に対し、500ppm以上の硫黄が含まれないガス・オイル(ジーゼル)にのみ払い戻される。	1リットル/2セント払い戻し	-
漁業および林業	漁場と林業目的のために直接使用される専門機械。特例を受けるには、漁業局と林業局の書面による承認が必要。	無料	15%
フィジ-海上保安庁	TFF もしくは DSS によって運営されているフィジ-国内の工場で作られたライフジャケット ライフジャケット制作に必要な、輸入原材料	無料	15%
スポーツ 栄養補助食品	激しい運動により失われる栄養分を供給することにより、運動能力を高めるためのプロテインシェイク、錠剤、またはカプセル。Powerade、Gatorade、Red Bull、V-Drink、Mother その他は含みません。	無料	15%

この優遇措置は2014年1月1日より発効します。この事項の利用および申請については FRCA ポリシーアンドリサーチユニットにお問い合わせください。

電話： (679) 324 3021 ファックス： (679) 330 2321

メール： FRCA-Policy&ResearchUnit@frca.org.fj

本部： スパ市、ナセセ、クイーン・エリザベス・ドライブとラツ-・スクナ・ロード角

電話： (679) 324 3000 ファックス： (679) 331 1537

ホームページ： www.frca.org.jp